

内閣参質二一三第二二〇号

令和六年七月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員水野素子君提出第四種踏切の解消に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員水野素子君提出第四種踏切の解消に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「自治体への支援」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十六条第一項の規定に基づき、鉄道事業者及び同項に規定する道路管理者は、同法第二条に規定する踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行うため、同項に規定する地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるとされている。協議会等における協議事項については、「地方踏切道改良協議会及び踏切道改良協議会合同会議について」（令和三年十月十九日付け国鉄施第百二十号国土交通省鉄道局施設課長通達）において、「第四種踏切道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路以外の道路上にある踏切道を含む。）の統廃合の促進及び保安度向上対策」と示しており、政府としては、これまで、協議会等において、地方公共団体に対して、お尋ねの「第四種踏切」を含めた踏切に係る事故の発生状況やお尋ねの「第四種踏切を第一種踏切へ改良」した事例に関する情報提供等を行っているところであり、引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。